

久慈市陸域再生可能エネルギーゾーニング協議会 設置要綱

(総則)

第1条 久慈市陸域再生可能エネルギーゾーニング協議会(以下、「協議会」という。)の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

(協議会の任務)

第2条 久慈市陸域での再生可能エネルギー発電(風力・太陽光・中小水力)に係るゾーニングに関する検討に当たり、第3条に定める事項について必要な助言等を行う。

(協議会の助言)

第3条 協議会は、原則として以下の事項について協議し、技術的助言や意見等を行うものとする。

- (1) ゾーニング手法の検討及び実施計画に関すること。
- (2) 自然的情報、社会的情報等既存資料の収集整理に関すること。
- (3) アンケート調査、ヒアリング、環境調査等に関すること。
- (4) ゾーニングマップ及びゾーニング図書に関すること。
- (5) その他再生可能エネルギー発電(風力・太陽光・中小水力)に係るゾーニングに関する検討に必要な事項。

(協議会の組織及び委員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員で組織する。ただし、オブザーバーとして学識経験者や有識者等の必要な者を参加させることができる。

2 委員は、久慈市長が委嘱する。

3 委員の任期は、令和4年2月28日までとする。ただし、協議会が継続する場合は、任期を1年延長することができる。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

2 座長は会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

3 座長が出席出来ない場合は、座長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 協議会は、座長の了承を得て事務局が招集する。

2 協議会は委員の過半数の出席がなければ、開催しない。

(委員の代理)

第7条 職能代表としての委嘱の委員には、代理人出席を認める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を久慈市企業立地港湾課内に置く。

2 事務局は協議会に付議すべき事項に関する資料の作成を行う。

3 事務局は、協議会の招集に関する事務を行う。

(謝金等)

第9条 事務局は、協議会の会議に出席した委員に対して、委嘱状に定める謝金を支給する。

2 協議会に参加するための交通費等は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が協議会の意見に基づいて定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

別表1 (第4条関係)

委員

No.	機関団体名・役職	備考
1	国立大学法人弘前大学 教授	学識者・有識者
2	国立大学法人岩手大学 准教授	学識者・有識者
3	公益財団法人日本野鳥の会 自然保護室主任研究員	学識者・有識者
4	久慈地方森林組合 参事	林業関係者
5	新岩手農業協同組合 久慈営農経済センター長	農業関係者
6	久慈商工会議所 会頭	市民・地域関係者
7	久慈市観光物産協会 会長	観光業関係者
8	環境省東北地方環境事務所 環境対策課 環境影響審査調査官	環境影響評価
9	岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策課長	再生可能エネルギー
10	岩手県環境生活部環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	県環境影響評価
11	岩手県県北広域振興局 林務部長	県森林政策
12	岩手県県北広域振興局 農政部長	県農政政策
13	久慈市生活福祉部 部長	市環境担当
14	久慈市産業経済部 部長	市農政・林政担当
15	久慈市企業立地港湾部 部長	市エネルギー担当